

保護者様

大阪市立矢田北小学校
校長 荒木 浩司

臨時休業措置の基準について

保護者の皆さまにおかれましては、平素より本校教育の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

今般、日本各地を集中豪雨がおそい、大きな被害が発生しているところですが、本校においても、校区が一級河川（大和川）から近い場所にあることから、状況によっては河川の増水・氾濫による影響が想定されるところです。本校の非常変災時の臨時休業措置の基準については、大阪市教育委員会の通知により次の通りになっておりますのでお知らせします。

午前7時の時点、および午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 東住吉区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。